

COVID-19

(新型コロナウイルス感染症)

に関する支援制度

お金の相談

【生活福祉資金貸付事業】

(対象者)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、一時的な生計維持のために貸付を必要とする世帯

(相談先)

市貝町社協

(0285-68-3151)

【総合支援資金貸付事業】

(対象者)

新型コロナウイルス感染の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活が困難になっている世帯。

(相談先)

市貝町社協

(0285-68-3151)

【ひとり親家庭等小口資金】

(対象者)

県内に3カ月以上居住している20歳未満の子を扶養しているひとり親及び寡婦

(相談先)

市貝町社協

(0285-68-3151)

【母子・父子・寡婦福祉資金】

(対象者)

ひとり親になって間もない(7年未満)の者。

ひとり親で、離職後1年以内の者。

(相談先)

県東健康福祉センター

(0285-82-3322)

生活の相談

【フードバンク(食料支援)事業】

(対象者)

町内に生活拠点があり、いずれかに該当する世帯

(1)一時的な生活困窮状態と認められる世帯

(2)各機関に相談中であり、相談が終結するまでの支援を必要とする世帯

(3)生活に窮し、生活の安定の為に緊急に物資の提供が必要と認められる世帯

(4)その他、必要と認めた世帯

(相談先)

市貝町社協

(0285-68-3151)

【ファミリーサポートセンター】

(対象者)

市貝町に在住または勤務している方で、お子さんをお持ちの方。

(生後6ヶ月から中学生)

(相談先)

子育てネット羽ばたき

(070-4560-6522)

おまちしています

【0285-68-3151】

